

東北地方太平洋沖地震にかかる特例 について(通知発出 厚年、DB、DC)

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚年基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

ポイント

標記につき今般、政令¹の公布および通知²の発出がありましたので概要をご案内致します。

今回の特例の概要

- ▶ 今回の災害により一定期間の法令上の義務(代議員会の招集、業務報告書の提出等)を履行できなくても免責される。
- ▶ 一定期間とは、平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間
- ▶ 免責される義務とは、「刑事上および行政上の責任」を指し、民事上の責任は対象とされない。

1 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」平成23年政令第19号

2 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する『特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律』の企業年金制度等への適用について」平成23年3月29日年企発0329第1号

通知上明記されていませんが、行政から以下3点を確認しております。

1. 通知の<参考>以外にもこの措置を適用できる可能性があるため、地方厚生局に個別相談可能であること
2. 規約申請の期限については、行政で要する標準処理期間を通知で設定しているものであり、基本的に規約変更等の実施時期を見直して欲しいこと
3. 政府負担金の申請手続・実績報告については、毎年度当初に発出の通知で言及予定であること



通知で示された法令上の義務

< 参考 >

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る企業年金等関係法令等

厚生年金保険法

条文	義務内容	期日等
第116条 ・厚生年金基金 令第3条、第4 条、第42条	厚生年金基金の公告	(設立の場合) 4週間以内 (変更の場合) 2週間以内 (解散の場合) 2週間以内
第117条第5項	代議員会の招集	招集の請求があった日から20日 以内
第126条第2項	同時に二以上の基金の設立事 業所に使用される者の選択	10日以内
第147条の3第 1項	清算人の債権の申出の催告	清算人の就職の日から2箇月以内
第161条第1項 ・第182条第3 項	企業年金連合会の解散基金か らの責任準備金相当額の徴収	催促状に指定する期限
第174条(第98 条第4項の準 用)	年金たる給付又は一時金たる 給付の受給権を有する者の死 亡届出	10日以内
第177条 ・厚生年金基金 規則第56条第1 項、第2項	報告書の提出	(業務報告書) 毎年3月、6月、9 月、12月の翌月15日まで (運用報告書) 翌事業年度5月15 日まで
厚生年金基金令 第38条	予算の届出	事業年度開始前

確定給付企業年金法

条文	義務内容	期日等
第15条 ・確定給付企業年金法施行令第8条、9条、58条 第86条	企業年金基金の公告 規約型企業年金の規約の失効	(設立の場合)4週間以内 (変更の場合)2週間以内 (解散の場合)2週間以内 30日以内
第89条の3	清算人の債権の申出の催告等	清算人の就職の日から2月以内
第99条	受給権者の死亡届出	30日以内
第100条第1項	報告書の提出	毎事業年度終了後4月以内
確定給付企業年金法施行令第12条第1項	代議員会の招集	招集の請求のあった日から20日以内

確定拠出年金法

条文	義務内容	期日等
第13条第2項	同時に二以上の企業型年金加入資格を有する者の選択	10日以内
第16条第1項 ・確定拠出年金法施行規則第11条	企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項の通知	5日以内
第21条第1項	企業型年金を実施する事業主の掛金の納付	翌月末日まで
第47条	企業型年金の規約の失効	30日以内

第50条 ・確定拠出年金 法施行規則第27 条	事業主の業務報告書の提出	毎事業年度終了後3月以内
第80条第3項、 第81条第3項、 第82条第2項、 第83条第2項 ・確定拠出年金 法施行令第45 条の2	個人別管理資産の移換	当該企業型年金が終了した日が属 する月の翌月から起算して6月以 内
第92条第1項	運営管理機関の登録事項の変 更の届出	2週間以内
第93条	運営管理機関の廃業等の届出	30日以内
第102条・確定拠 出年金 運営管理機関に 対する命令第12 条	運営管理機関の業務報告書の 提出	毎事業年度終了後3月以内
第113条第1項	個人型年金加入者又は受給権 者の死亡届出	10日以内

国民年金法

条文	義務内容	期日等
第121条 ・国民年金基金 令第6条、7条、 36条	国民年金基金の公告	(設立の場合)4週間以内 (変更の場合)2週間以内 (解散の場合)2週間以内
第122条第6項	代議員会の招集	招集の請求があった日から20日 以内

第127条の2 ・国民年金基金 規則第8条第1 項、第10条、第 11条	加入員の資格の取得・喪失・ 種 別・氏名・住所の変更	14日以内
第137条の2の 2第1項	清算人の債権の申出の催告	清算人の就職の日の2箇月以内
第137条の10第 6項	評議員会の招集	招集の請求があった日から20日 以内
第138条（第105 条第4項の準 用） ・国民年金基金 規則第9条、第 20条第1項	加入員及び基金又は連合会が 支給する年金又は一時金の受 給権者の死亡届出	14日以内
第140条 ・国民年金基金 規則第44条第1 項、第2項	基金の報告書の提出	（業務報告書）毎年3月、6月、9 月、12月の翌月15日まで （運用報告書）翌事業年度5月15 日まで
国民年金基金令 第27条 ・国民年金基金 及び国民年金基 金連合会の財務 及び会計に關す る省令第8条	予算の認可	事業年度開始の1月前

以上